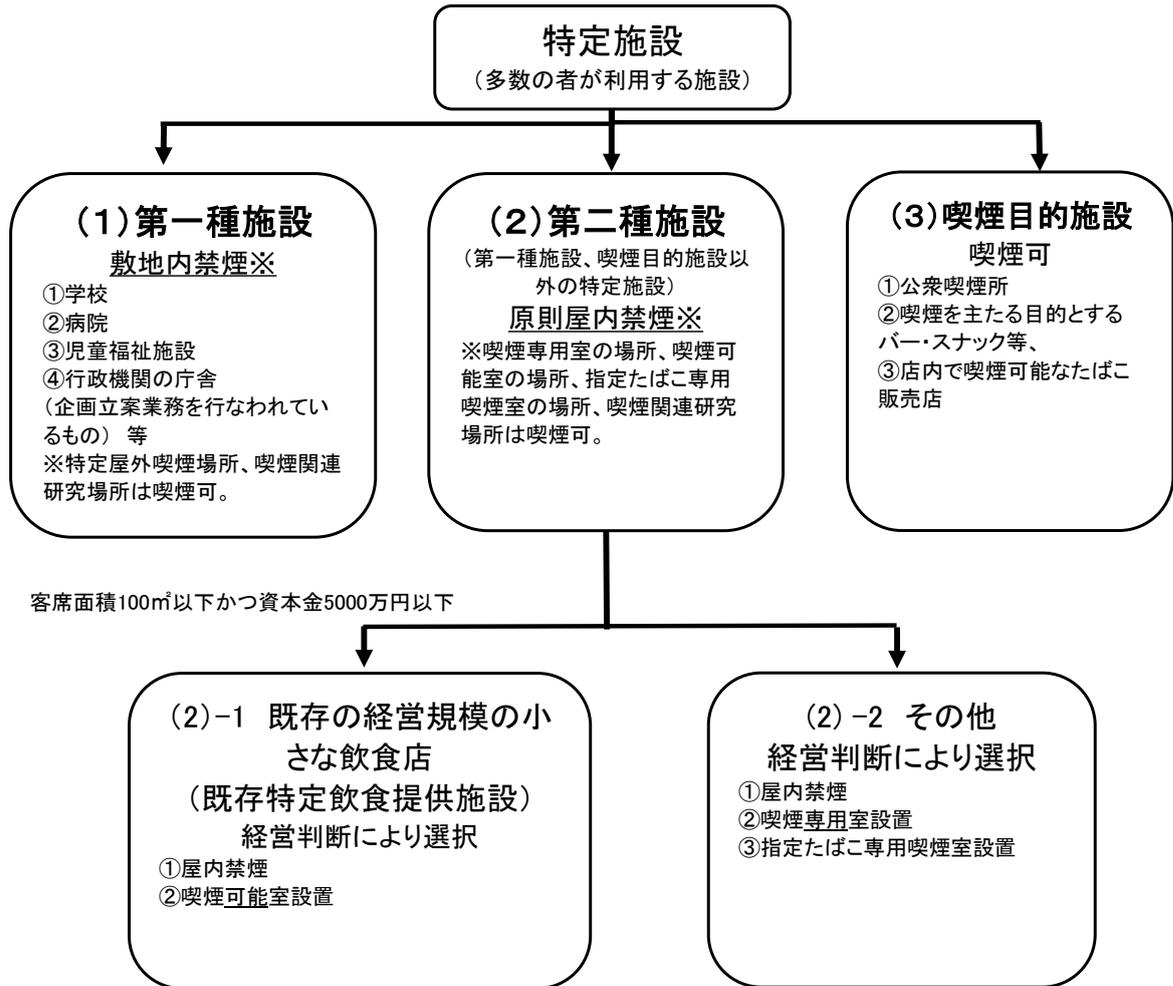


# 施設類型・場所ごとの受動喫煙対策



## 喫煙室の類型について

	特定屋外喫煙場所	喫煙可能室	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室	喫煙目的室
設置できる施設	第一種施設	第二種施設 (既存特定飲食提供施設)	第二種施設	第二種施設	喫煙目的施設
設置場所	施設利用者が通常立ち入らない場所	屋内または内部の場所の一部の場所			
必要となる措置	パーテーション等による区画	たばこの煙の流出を防止するための技術的基準あり			
紙巻たばこ	○	○	○	×	○
加熱式たばこ	○	○	○	○	○
飲食など喫煙以外の行為					○
20歳未満の立ち入り		×	×	×	×
標識の掲示	○	○	○	○	○
その他	設置を推奨するものではない	設置した場合は、届出が必要		「加熱式たばこ」のみ喫煙可	喫煙を主たる目的とするバー、スナック等は、たばこ事業法に基づく対面販売の許可が必要